



証券コード：8708

第101期 定期株主総会 招集ご通知

日 時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始時間午前9時）

場 所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 4階
末尾の会場ご案内図をご参照ください。

決議
事項

- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与のための
報酬額決定の件

郵送またはインターネット等による議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後5時

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、議決権の行使は郵送またはインターネット等で行い、当日のご来場は、感染の回避のため自粛をご検討ください。

なお、本総会における株主様の安全確保及び感染予防の対応として、開催日現在の状況に応じ、アルコール消毒薬の設置、検温の実施、運営スタッフのマスク着用、その他必要な措置等を講じる場合がございますので、ご協力の程、お願い申しあげます。

本定期株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aizawa.co.jp>）に掲載させていただきます。

本年においても株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申しあげます。

目 次

- 1 招集ご通知
- 4 株主総会参考書類
- 33 事業報告
- 52 連結計算書類等
- 57 計算書類等
- 63 ふれあい通信
- 持株会社体制への移行について
- SDGsの達成に向けて
- TOPICS
- 店舗ネットワーク

(証券コード8708)
2021年6月4日

株主各位

東京都中央区日本橋一丁目20番3号

藍澤證券株式会社
代表取締役社長 藍澤卓弥

第101期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第101期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**株主様には可能な限り書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申しあげるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。**併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力の程お願い申しあげます。

書面またはインターネット等による議決権の行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従い2021年6月24日（木曜日）午後5時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1 日 時

2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始時間午前9時）

2 場 所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー

ベルサール東京日本橋 4階（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

※本年においても株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

3 目的事項

報告事項

1. 第101期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第101期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件

以上

- 法令及び当社定款第18条の規定に基づき、以下の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.aizawa.co.jp/ir/library/general_meeting.html)に掲載しておりますので、本招集ご通知及び提供書面には、記載しておりません。
①アイザワ・インベストメンツ株式会社の最終事業年度に係る計算書類の内容 ②事業報告の「業務の適正を確保するための体制」 ③連結計算書類の連結注記表 ④計算書類の個別注記表
したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査報告書、監査報告書における監査の対象の一部であります。
- なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.aizawa.co.jp>)に掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



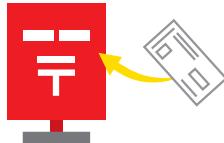
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。
※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

開催日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

開催場所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 4階 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席いただけない場合

▶画面にて使いいただく場合



同封の議決権行使書用紙に
賛否をご記入のうえ、行使
期限までに到着するようご
返送ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）
午後5時到着分まで

詳しくは3頁をご参照ください。

▶インターネットにて使いいただく場合



議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>
にアクセスし、画面の案内
に従い、各議案の賛否をご
入力ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）
午後5時入力分まで

詳しくは3頁をご参照ください。

- 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。



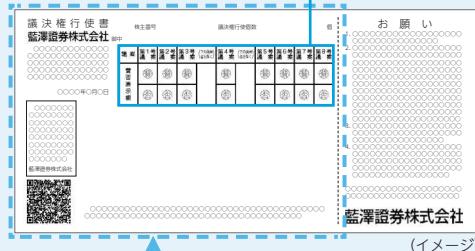
郵送による議決権行使のご案内

行使期限

2021年6月24日(木曜日)午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、下図のように切り取ってご投函ください。なお、議案について賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取扱いいたします。

議決権行使書のご記入方法



こちらを切り取ってご投函ください

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5・6・7・8号
議案

賛成の場合：「賛」に○印

反対の場合：「否」に○印

第3・4号
議案

全員賛成の場合：「賛」に○印

全員反対の場合：「否」に○印

※一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号を
ご記入ください。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限

2021年6月24日(木曜日)午後5時入力分まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

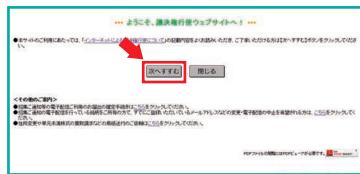
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



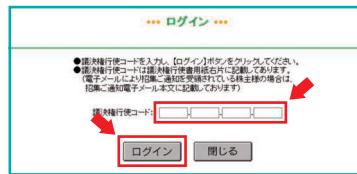
(QRコード®は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。)

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って
ご入力ください。

ご注意事項

■ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

■ パスワードの取り扱いについて

株主様以外の方による不正利用や議決権行使内容の改ざん等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で新しいパスワードに変更登録をしていただきますようお願い申しあげます。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

株主総会参考書類

第1号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は、「より多くの人に証券投資を通じ、より豊かな生活を提供する」という経営理念のもと、金融商品の提供を通じてお客様に希望をお届けする「Hope Courier（希望の宅配人）」となること、及び、お客様の人生に寄り添い、従来の証券業務だけでなく、お客様の課題を解決するお手伝いをする「超リテール証券」となることをビジョンとして掲げ、資産形成ビジネスに取り組んでおります。

当社の事業領域である金融業界は、新型コロナウイルス感染症の流行により従来の訪問を主体とした営業スタイルの変革が求められ、また、ネット証券会社を中心とした手数料値下げの動き、更に、IFA事業者や他業種からの証券事業参入が相次ぐ等、激しい競争環境に置かれています。

このような環境下では、従来に増して、適切で迅速な意思決定と機動的な事業戦略を実行できる組織体制が求められます。

今般、当社、子会社、及び関係会社（以下、当社グループ）は、グループ内の事業を証券事業、金融商品仲介事業、運用事業、投資事業の4つに区分し、それぞれを中核とした事業会社を傘下に持つ持株会社体制へ移行する方針を決定しました。持株会社体制へ移行することで、グループ全体の機動的な事業活動、迅速な意思決定、経営資源の適切な配分による財務体質の強化、既存の価値観にとらわれない新たな事業の創出等の戦略立案等が可能となる、との判断に至ったものであります。新たなグループ体制のもと、当社グループは質の高いサービスを提供する総合金融サービスグループとなることを目指してまいります。

以上の理由により持株会社に移行するため、当社は、2021年10月1日（予定）をもって、当社の営む事業のうち金融商品取引業に関して有する権利義務を当社の100%子会社であるアイザワ証券分割準備株式会社に、投資事業に関して有する権利義務を当社の100%子会社であるアイザワ・インベストメント株式会社に、それぞれ承継することにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

(1) 「吸収分割契約書（写）」（アイザワ証券分割準備株式会社）

吸収分割契約書

藍澤證券株式会社（以下、「甲」という。）とアイザワ証券分割準備株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲の事業のうち、金融商品取引業その他の事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第一条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：藍澤證券株式会社

住所：東京都中央区日本橋一丁目20番3号

（乙）吸収分割承継会社

商号：アイザワ証券分割準備株式会社

住所：東京都中央区日本橋一丁目20番3号

第二条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

- 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位（以下、「本承継対象権利義務等」という。）の内容は、別紙「本承継対象権利義務等明細表」記載のとおりとする。なお、本承継対象権利義務等の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件として、当該本承継対象権利義務等を本件分割に際して移転承継する。また、本承継対象権利義務等に関して、各々の契約上の定めに基づき支障がある場合は、甲乙間で協議する。
- 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畠の債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の

負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

3. 甲は、本承継対象権利義務等のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾、その他の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについて、甲乙協議の上、必要に応じて、乙に協力してその手続きを行う。この場合の登録手続費用その他の費用については、乙が負担するものとする。

第三条 (吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、本件分割に際して、乙の普通株式200,000株を発行し、その全てを本承継対象権利義務等の対価として甲に対して割当交付する。

第四条 (乙の資本金等の額)

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

(1) 資本金	0円
(2) 資本準備金	0円
(3) その他資本剰余金	株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
(4) 利益準備金	0円
(5) その他利益剰余金	0円

第五条 (効力発生日)

効力発生日は、2021年10月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第六条 (株主総会の承認)

1. 甲は、令和3年6月25日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は、令和3年6月25日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第七条 (商号変更)

1. 本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、「アイザワ証券グループ株式会社」に商号変更するものとする。
2. 本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、乙は、「アイザワ証券株式会社」に商号変更するものとする。

第八条 (競業避止義務)

甲は、本件分割後においても、本件事業について、一切競業避止義務は負わない。

第九条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第十条 (本契約の条件変更及び解除)

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に

重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第十一条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書一通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、甲がこれを保有し、乙はこの写しを保有する。

2021年4月28日

甲 東京都中央区日本橋一丁目20番3号
藍澤證券株式会社
代表取締役社長 藍澤 卓弥 ㊞

乙 東京都中央区日本橋一丁目20番3号
アイザワ証券分割準備株式会社
代表取締役社長 藍澤 卓弥 ㊞

別紙 本承継対象権利義務等明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位を甲から承継する。

なお、本承継対象権利義務等のうち資産及び負債については、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

次の各号を除いた全資産を承継する。

- (1) 本件分割後に甲が営む子会社等の経営管理の資金として必要な現金及び預金
- (2) その他の流動資産（本件事業に属するものを除く）
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産（本件事業に属するものを除く）
- (4) 長期保有目的及び純投資目的の投資有価証券（外国債券を除く）並びに関係会社有価証券
- (5) 関係会社長期貸付金、長期差入保証金（本社ビル敷金を除く）及びゴルフ会員権等の施設利用会員権

2. 承継する負債

次の各号を除いた全負債を承継する。

- (1) 承継しない資産に係る債務
- (2) その他の流動負債（本件事業に属するものを除く）
- (3) 長期借入金
- (4) 本吸収分割の効力発生前に成立した国税及び地方税の納付債務その他公法上の債務

3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生日において甲が締結している一切の雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

4. 承継するその他の権利義務等

- (1) 雇用契約以外の契約

本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。ただし、甲が、その株式を保有する会社の事業活動に対する支配、管理及びグループ運営に関するものを除く。

- (2) 知的財産権

株主総会参考書類

本件事業に関する一切の工業所有権、著作権、ノウハウ及び商標。ただし、甲が、その株式を保有する会社の事業活動に対する支配、管理及びグループ運営に関するものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。

以上

(2) 「吸収分割契約書（写）」（アイザワ・インベストメント株式会社）

吸収分割契約書

藍澤證券株式会社（以下、「甲」という。）とアイザワ・インベストメント株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲の事業のうち、投資事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第一条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：藍澤證券株式会社

住所：東京都中央区日本橋一丁目20番3号

（乙）吸収分割承継会社

商号：アイザワ・インベストメント株式会社

住所：東京都中央区日本橋一丁目20番3号

第二条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

- 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位（以下、「本承継対象権利義務等」という。）の内容は、別紙「本承継対象権利義務等明細表」記載のとおりとする。なお、本承継対象権利義務等の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件として、当該本承継対象権利義務等を本件分割に際して移転承継する。また、本承継対象権利義務等に関して、各々の契約上の定めに基づき支障がある場合は、甲乙間で協議する。
- 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳の債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。
- 甲は、本承継対象権利義務等のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾、その他の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについて、甲乙協議の上、必要に応じて、乙に協力してその手続きを行う。この場合の登録手続費用その他の費用については、乙が負担するものとする。

第三条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、乙の普通株式20,000株を発行し、その全てを本承継対象権利義務等の対価として甲に對して割当交付する。

第四条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

(1)	資本金	0円
(2)	資本準備金	0円

(3)	その他資本剰余金	株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
(4)	利益準備金	0円
(5)	その他利益剰余金	0円

第五条 (効力発生日)

効力発生日は、2021年10月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第六条 (株主総会の承認)

1. 甲は、令和3年6月25日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は、令和3年6月25日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第七条 (競業避止義務)

甲は、本件分割後においても、本件事業について、一切競業避止義務は負わない。

第八条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第九条 (本契約の条件変更及び解除)

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となつた場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第十条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書一通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、甲がこれを保有し、乙はこの写しを保有する。

2021年4月28日

甲 東京都中央区日本橋一丁目20番3号

藍澤證券株式会社

代表取締役社長 藍澤 卓弥 

乙 東京都中央区日本橋一丁目20番3号

アイザワ・インベストメンツ株式会社

代表取締役社長 真柴 一裕 

別紙 本承継対象権利義務等明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位を甲から承継する。

なお、本承継対象権利義務等のうち資産及び負債については、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

次の各号を承継する。

- (1) 本件事業に属する有形固定資産
- (2) 純投資目的の投資有価証券（外国債券を除く）

2. 承継する負債

次の各号を承継する。

- (1) 承継する資産に係る債務

3. 承継する雇用契約等

乙は、本件事業に関する雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務を承継しない。

4. 承継するその他の権利義務等

- (1) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。

- (2) 知的財産権

一切承継しない。

- (3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

①交付する株式数に関する事項

2021年10月1日を効力発生日とする吸収分割に際して、吸収分割承継会社であるアイザワ証券分割準備株式会社は新たに普通株式200,000株を発行し、そのすべてを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。

2021年10月1日を効力発生日とする吸収分割に際して、吸収分割承継会社であるアイザワ・インベストメント株式会社は新たに普通株式20,000株を発行し、そのすべてを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。

各承継会社は当社の100%子会社であり、2021年10月1日を効力発生日とする吸収分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、承継会社が発行する株式数については、当社と承継会社で協議の上決定しており、相当地あると判断いたしました。

②資本金及び準備金の額に関する事項

各承継会社が各吸収分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、各承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

承継会社	資本金	資本準備金
アイザワ証券分割準備株式会社	3,000百万円	0百万円
アイザワ・インベストメント株式会社	300百万円	220百万円

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

①アイザワ証券分割準備株式会社

アイザワ証券分割準備株式会社は、2021年4月1日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

(単位：百万円)			
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	300	流動負債	—
現金預金	300	固定負債	—
固定資産	—	負債合計	—
		(純資産の部)	
		株主資本	300
		資本金	300
		資本剰余金	—
		利益剰余金	—
		純資産合計	300
資産合計	300	負債・純資産合計	300

②アイザワ・インベストメント株式会社

アイザワ・インベストメント株式会社の最終事業年度（2021年3月期）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.aizawa.co.jp/ir/library/general_meeting.html）に記載しております。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後又は成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。(4) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2021年10月1日（予定）を効力発生日として持株会社体制へ移行する予定です。これに伴い、第1号議案が原案どおり承認可決されること及び本吸収分割の効力が発生することを条件として、本吸収分割の効力発生日（予定）である2021年10月1日に効力が発生するものとして、現行定款第1条（商号）及び現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。
- (2) 当社グループの持株会社体制への移行を機に、当社グループ全体の機能拡充、経営効率化、及び当社CDP（キャリア・ディベロップメント・プログラム）制度の進展による当社グループ社員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、東京都港区に本店を移転することとし、現行定款第3条（本店の所在地）の変更を行うものであります。
なお、本変更につきましては、2021年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、効力が発生するものとします。
- (3) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員会を取締役会の構成員として議決権を有すること等により、取締役会の監督機能を高め、更なるコーポレート・ガバナンス体制の強化と企業価値の一層の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたいと存じます。
これに伴い、次のとおり現行定款についての変更を行うものであります。
なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。
 - ①監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
 - ②経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、重要な業務執行に関する決定の業務執行取締役への権限委譲に関する規定を新設するものであります。
 - ③監査等委員会設置会社への移行と合わせ、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に發揮できるよう変更を行うものであります。
 - ④その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。（下線部分が変更箇所）

定款変更の内容

(下線部分が変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 当会社は、 <u>藍澤證券株式会社</u> と称し、英文では、 <u>AIZAWA SECURITIES CO., LTD.</u> と表示する。	第1条 当会社は、 <u>アイザワ証券グループ株式会社</u> と称し、英文では、 <u>AIZAWA SECURITIES GROUP CO., LTD.</u> と表示する。
(目 的)	(目 的)
第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。
1. 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引	(1) 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
2. 有価証券の売買、市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理	(2) 金融商品取引法に規定する金融商品仲介業
3. 取引所金融商品市場・外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理、又は、取引所金融商品市場・外国金融商品市場における市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理	(3) 投資業務

4. 店頭デリバティブ取引、又は、店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理	(4) 貸金業法に規定する貸金業
5. 有価証券等清算取次ぎ	(5) 生命保険の募集および損害保険代理店業務
6. 有価証券の引受け	(6) 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋および鑑定に係る業務
7. 有価証券の募集又は私募	(7) 証券事務処理に係る業務
8. 有価証券の売出し	(8) ソフトウェアの開発および販売に係る業務
9. 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い	(9) 教育・文化に係る業務
10. 投資助言・代理業	(10) 前各号の業務に関するアドバイザーおよびコンサルティング業務
11. 投資運用業	(11) 前各号に付随または関連する一切の業務
12. 金融先物取引業	(削除)
13. 貸金業	(削除)
14. 商品投資販売業務	(削除)
15. 小口債権販売業	(削除)
16. 金地金の売買、売買の媒介、取次ぎおよび代理ならびに保管業務	(削除)
17. 譲渡性預金および円建銀行引受手形の売買、売買の媒介、取次ぎおよび代理業務	(削除)
18. 抵当証券の販売の媒介および保管業務	(削除)
19. 投資事業組合契約の締結および事業組合への出資の媒介、取次ぎならびに代理業務	(削除)
20. 金銭債権の売買およびその媒介、取次ぎならびに代理に係る業務	(削除)
21. 保険業法第2条第26項に規定する保険の募集業務	(削除)
22. 自ら所有する不動産の賃貸業務	(削除)
23. 物品賃貸業	(削除)
24. 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成および販売を行う業務ならびに計算受託業務	(削除)
25. 広告取扱業務	(削除)
26. 投資業務	(削除)
27. 前各号の業務のほか、金融商品取引法その他の法律により証券会社が営むことができる業務	(削除)
28. その他前各号に付随又は関連する一切の業務	(削除)
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。 (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第5条 (条文省略)	(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。 (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人 (現行どおり)

第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員 数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。	(員 数) 第19条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。）</u> は、8名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
(新 設)	(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(選任方法) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において選任する。 2 (現行どおり)	(任期) 第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。）</u> の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(新 設)	(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
(新 設)	(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u> 代表取締役を選定する。

<p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第23条 （条文省略） （取締役会の招集通知）</p>	<p>第23条 （現行どおり） （取締役会の招集通知）</p>
<p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>（重要な業務執行の決定の委任）</p>
<p>第25条 （条文省略） （取締役会の議事録）</p>	<p>第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名するものとする。</p>	<p>第26条 （現行どおり） （取締役会の議事録）</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名するものとする。</p>
<p>第27条 （条文省略） （報酬等）</p>	<p>第28条 （現行どおり） （報酬等）</p>
<p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>（取締役の責任免除）</p>	<p>（取締役の責任免除）</p>
<p>第29条 （条文省略） 2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>第30条 （現行どおり） 2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

株主総会参考書類

<p>第5章 監査役および監査役会 (員 数) <u>第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) <u>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(常勤の監査役) <u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) <u>第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程) <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等) <u>第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)
---	---

(監査役の責任免除)		
<u>第39条</u>	当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	(削除)
2	当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	
	(新設)	第5章 監査等委員会
	(新設)	(常勤の監査等委員)
	(新設)	第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
	(新設)	(監査等委員会の招集通知)
	(新設)	第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
	(新設)	2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
	(新設)	(監査等委員会の決議方法)
	(新設)	第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
	(新設)	(監査等委員会の議事録)
	(新設)	第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
	第6章 会計監査人	(監査等委員会規程)
第40条～第42条	(条文省略)	第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
	第7章 計算	第6章 会計監査人
第43条～第44条	(条文省略)	第36条～第38条 (現行どおり)
(剩余金の配当基準日)		第7章 計算
第45条 (条文省略)		第39条～第40条 (現行どおり)
	(新設)	(剩余金の配当基準日)
		第41条 (現行どおり)
		2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

株主総会参考書類

(新 設) (中間配当) 第46条 <u>当会社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	<u>3 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> (削 除) 第42条 (現行どおり)
(新 設) (新 設)	<u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 <u>当会社は、第101期定期株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
(新 設)	<u>(定款一部変更の効力発生日)</u> 第2条 <u>本則第1条および第2条の変更は、2021年10月1日をもって、効力が発生するものとする。</u> 2 <u>本則第3条の変更は、2021年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、効力が発生するものとする。</u> 3 <u>本条の規定は、第1項の効力発生日の経過をもって自動的に削除されるものとする。</u>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（7名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。
取締役候補者は次のとおりあります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1 再任	あいざわ 藍澤 卓弥	代表取締役社長 兼 社長執行役員 監査部担当
2 再任	おおいし 大石 敦	取締役 兼 専務執行役員 営業推進本部管掌 兼 ソリューション本部管掌 兼 IFAビジネス本部長
3 再任	にいじま 新島 直以	取締役 兼 常務執行役員 コンプライアンス本部管掌
4 再任	ましば 真柴 一裕	取締役 兼 常務執行役員 管理本部管掌 兼 商品本部管掌 兼 投資顧問本部管掌
5 再任	たかはし 高橋 厚男	社外 独立 取締役
6 再任	とくおか 徳岡 國見	社外 独立 取締役

1

あい ざわ
藍澤 卓弥

たく や

1974年9月5日生

再任

● 略歴、地位

1997年10月 株式会社野村総合研究所 入社
2005年 7月 当社 入社
2010年 3月 理事 企画部専門部長
2012年 6月 取締役
2013年 5月 ハ幡証券株式会社（現藍澤證券株式会社）取締役
2014年 6月 専務取締役 管理本部長
2014年 6月 アイザワ・インベストメント株式会社 取締役（現職）
2016年 6月 代表取締役専務 管理本部長
2017年 3月 日本アジア証券株式会社（現藍澤證券株式会社）代表取締役社長
2017年 3月 取締役
2018年 6月 JAPAN SECURITIES INC. DIRECTOR（現職）
2018年 7月 代表取締役社長
2018年10月 代表取締役社長 COO 兼 CHO
2019年 6月 代表取締役社長 CEO 兼 CHO
2020年 4月 代表取締役社長 兼 社長執行役員（現職）
2021年 4月 アイザワ証券分割準備株式会社 代表取締役社長（現職）

所有する当社株式の数

867,508株

● 当社における担当

監査部担当

● 重要な兼職の状況

アイザワ証券分割準備株式会社 代表取締役社長
アイザワ・インベストメント株式会社 取締役
JAPAN SECURITIES INC. DIRECTOR

取締役候補者とした理由

藍澤卓弥氏は、代表取締役社長兼社長執行役員として、当社のグループ経営を担っており、中期経営計画に基づき、資産形成ビジネスの確立に向け事業を牽引しております。また、金融関連のシステムエンジニア業務に携わり金融関連システムに関する高い知識を有するほか、当社入社以来、主に商品企画・経営企画・IR等の業務及び子会社の経営に携わり、金融商品取引業並びに経営全般に関する高い知見を有していることから、当社の中長期的な企業価値の向上に向け適切な人材として、引き続き、取締役候補者としております。

2

大石
おお
いし敦
あつし

1967年12月10日生

再任

所有する当社株式の数

30,200株

● 略歴、地位

1990年 4月 当社 入社
 2005年 7月 投資銀行部長
 2005年 7月 アイザワ・インベストメント株式会社 代表取締役社長
 2006年 7月 投資銀行第一部長
 2009年 6月 執行役員 企画部長
 2009年 6月 アイザワ・インベストメント株式会社 取締役（現職）
 2013年 5月 ハ幡証券株式会社（現藍澤證券株式会社） 取締役
 2013年 6月 執行役員 事業戦略本部長 兼 企画部長
 2014年 6月 取締役 事業戦略本部長 兼 企画部長
 2017年 3月 日本アジア証券株式会社（現藍澤證券株式会社） 取締役
 2017年 4月 常務取締役 営業本部長 兼 中国営業本部長
 2019年 5月 常務取締役 CMO
 2020年 1月 常務取締役 CMO 兼 引受部長
 2020年 4月 取締役 兼 常務執行役員
 2021年 4月 取締役 兼 専務執行役員（現職）
 2021年 4月 アイザワ証券分割準備株式会社 取締役（現職）
 2021年 4月 ライフデザインパートナーズ株式会社 取締役（現職）

● 当社における担当

営業推進本部管掌
 ソリューション本部管掌
 IFAビジネス本部長

● 重要な兼職の状況

アイザワ証券分割準備株式会社 取締役
 ライフデザインパートナーズ株式会社 取締役
 アイザワ・インベストメント株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

大石敦氏は、取締役兼専務執行役員として、ストック商品販売を拡充し安定収益の確保から当社の資産形成ビジネスを推進しており、当社の企業価値の向上に貢献しております。また、当社及び子会社においてリテール営業、投資銀行業務、営業企画、経営企画等の業務及び子会社等の経営に携わり、経営全般における豊富な経験・実績・知見を有しております、かかる実績を踏まえ、引き続き、取締役候補者としております。

3

新島 直以

にい じま なお い

1960年7月6日生

女性

再任

● 略歴、地位

1989年 2月 当社 入社
2000年 8月 経営企画部 経営企画課長
2007年 6月 企画第一部長
2011年 8月 理事 管理本部副本部長 兼 総務人事部長
2014年 6月 執行役員 管理本部副本部長 兼 総務人事部長
2015年 6月 アイザワ・インベストメント株式会社 監査役（現職）
2017年 3月 執行役員 管理本部長
2017年 3月 日本アジア証券株式会社（現藍澤証券株式会社） 監査役
2017年 4月 執行役員 コンプライアンス本部長
2017年 6月 取締役 コンプライアンス本部長
2018年 3月 取締役 コンプライアンス本部長 兼 営業管理部長
2018年 7月 取締役 コンプライアンス本部長
2020年 4月 取締役 兼 常務執行役員（現職）
2021年 2月 あいざわアセットマネジメント株式会社 取締役（現職）
2021年 4月 アイザワ証券分割準備株式会社 取締役（現職）
2021年 4月 ライフデザインパートナーズ株式会社 取締役（現職）

所有する当社株式の数

25,500株

● 当社における担当

コンプライアンス本部管掌

● 重要な兼職の状況

アイザワ証券分割準備株式会社 取締役
ライフデザインパートナーズ株式会社 取締役
あいざわアセットマネジメント株式会社 取締役
アイザワ・インベストメント株式会社 監査役

取締役候補者とした理由

新島直以氏は、取締役兼常務執行役員として、資産形成ビジネスの確立に向け、コンプライアンス体制の徹底と強化を図るだけでなく、リスク管理に関する豊富な経験や高い見識を有しており、当社の企業価値向上に貢献しております。また、経営企画業務に携わった後、総務人事部長、管理本部長、コンプライアンス本部長を務め、金融商品取引業及び経営全般における豊富な経験・実績を有するとともに、女性の視点による多様な議論が当社の企業価値向上に資することから、引き続き、取締役候補者としております。

4

ま しば
真柴 一裕

かず ひろ

1966年4月29日生

再任

● 略歴、地位

- 1990年 4月 内藤証券株式会社 入社
- 2001年 4月 当社 入社
- 2011年 6月 アイザワ・インベストメント株式会社 代表取締役社長（現職）
- 2011年10月 経理部長
- 2013年 5月 ハ幡証券株式会社（現藍澤證券株式会社） 監査役
- 2016年 6月 執行役員 経理部長
- 2017年 3月 日本アジア証券株式会社（現藍澤證券株式会社） 監査役
- 2017年 4月 上席執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長
- 2018年 3月 上席執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 兼 業務統括部長
- 2018年 6月 取締役 管理本部長
- 2019年 5月 取締役 CFO
- 2019年 5月 JAPAN SECURITIES INC. DIRECTOR（現職）
- 2020年 4月 取締役 兼 上席執行役員
- 2020年 6月 あすかアセットマネジメント株式会社（現あいざわアセットマネジメント株式会社）
取締役（現職）
- 2021年 4月 取締役 兼 常務執行役員（現職）
- 2021年 4月 アイザワ証券分割準備株式会社 取締役（現職）

所有する当社株式の数

21,000株

● 当社における担当

- 管理本部管掌
- 商品本部管掌
- 投資顧問本部管掌

● 重要な兼職の状況

- アイザワ証券分割準備株式会社 取締役
- あいざわアセットマネジメント株式会社 取締役
- アイザワ・インベストメント株式会社 代表取締役社長
- JAPAN SECURITIES INC. DIRECTOR

取締役候補者とした理由

真柴一裕氏は、取締役兼常務執行役員として、IR、情報開示、経理・財務担当の立場から積極的に意見・提言等を行っており、当社の企業価値の向上に貢献しております。また、経理部長、管理本部長を務め、当社及び子会社において投資銀行業務、経営企画等の業務及び子会社等の経営に携わり、経営全般における豊富な経験・実績・知見を有しており、かかる実績を踏まえ、引き続き、取締役候補者としております。

5 高橋 厚男
たか はし あつ お

1940年11月12日生

再任 社外 独立

所有する当社株式の数

一株

● 略歴、地位

- 1964年 4月 大蔵省（現財務省）入省
- 1991年 6月 大蔵省官房審議官（銀行局担当）
- 1993年 6月 関税局長
- 1998年 7月 日本証券業協会常務理事・専務理事・副会長を歴任
- 2004年 4月 公認会計士・監査審査会委員
- 2005年 7月 財団法人日本証券経済研究所（現公益財団法人日本証券経済研究所）理事長
- 2007年11月 日本投資者保護基金理事長
- 2011年 6月 公益財団法人日本証券経済研究所特別嘱託
- 2012年 6月 当社 取締役（現職）

社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要

高橋厚男氏は、大蔵省官房審議官、日本証券業協会常務理事・専務理事・副会長を歴任し、金融全般及び金融商品取引業等の分野における豊富な知見と経験を有するとともに、当社の取締役会において積極的にご発言いただき、当社の社外取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていただいている。また指名報酬諮問委員会の委員として、経営の透明性や公平性向上、取締役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定など、当社の適切な経営体制の構築に貢献していただいていることから社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断して社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって9年であります。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 高橋厚男氏及び徳岡國見氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、引き続き、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、高橋厚男氏及び徳岡國見氏は当社との間で当該責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

6

とく おか
徳岡 國見

1951年11月27日生

再任

社外

独立

所有する当社株式の数

一株

● 略歴、地位

- 1976年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 1987年 5月 ロンドン興銀（出向）Associate Director
- 1993年 7月 興銀証券株式会社（現みずほ証券株式会社）債券営業第一部長
- 1999年 6月 同社 執行役員
- 2000年10月 同社 常務執行役員市場営業グループ長
- 2007年 4月 同社 常務執行役員グローバル投資銀行部門長
- 2008年 9月 株式会社あおぞら銀行 専務執行役員
- 2009年 6月 同社 代表取締役副社長
- 2016年 6月 当社 取締役（現職）
- 2017年 7月 株式会社エヌネットワークス 社外監査役（現職）

● 重要な兼職の状況

株式会社エヌネットワークス 社外監査役

社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要

徳岡國見氏は、興銀証券株式会社（現みずほ証券株式会社）常務執行役員、株式会社あおぞら銀行代表取締役副社長を務められるなど、長きにわたり金融機関に在籍し、経営に携わっております。当社においても取締役会等で経営全般の観点から積極的にご発言いただき議論をリードしていただくとともに、指名報酬諮問委員会の委員として当社の取締役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定、また、金融全般及び金融商品取引業等の分野における豊富な知見と経験を有し、当社の経営に的確な助言をいただくなど社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断して社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年であります。

- ・当該責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
なお、高橋厚男氏及び徳岡國見氏の社外取締役としての選任が承認された場合には、両氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定です。
- 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。取締役候補者6氏は、その選任が承認された場合、引き続き、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

1 山本 聰
やま もと さとし

1954年5月7日生

新任

社外

独立

● 略歴、地位

所有する当社株式の数

11,300株

- 1978年 4月 三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社
2001年11月 中央三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）年金営業第三部長
2002年 3月 三井アセット信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）年金営業第三部長
2007年10月 中央三井アセット信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）執行役員
2009年 6月 同社 取締役常務執行役員
2010年 6月 中央三井アセットマネジメント株式会社（現三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社）取締役社長
2012年 4月 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 取締役副社長
2012年 6月 日本株主データサービス株式会社 取締役副社長
2013年10月 株式会社デベロッパー三信 顧問 兼 三井住友トラストTAソリューション株式会社
顧問
2014年 6月 当社監査役（現職）
2020年 6月 あいざわアセットマネジメント株式会社（現あいざわアセットマネジメント株式会社）
監査役（現職）

● 重要な兼職の状況

あいざわアセットマネジメント株式会社 監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山本聰氏は金融に関する高度の専門性及び経営者としての実績を有しており、社外監査役として当社の取締役会において積極的にご発言いただき、当社の社外監査役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていただいております。当社経営の透明性向上させるとともに、同氏が有するガバナンス及びコンプライアンス等、その高い知見を当社の監査体制の強化に活かしていくだけるものと判断して監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。

2

花房

幸範

1975年5月10日生

新任

社外

独立

所有する当社株式の数

一株

● 略歴、地位

- 1998年 4月 青山監査法人 入所
- 2001年 7月 公認会計士登録
- 2003年 7月 日本アジアホールディングス株式会社
(現日本アシアグループ株式会社) 入社
- 2009年 8月 アカウンティングワークス株式会社設立 代表取締役 (現職)
- 2015年 3月 アークランドサービス株式会社 (現アークランドサービスホールディングス株式会社)
社外監査役
- 2016年 3月 アークランドサービス株式会社 (現アークランドサービスホールディングス株式会社)
社外取締役 (監査等委員) (現職)
- 2017年 9月 ペプチドリーム株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現職)
- 2018年 5月 株式会社ギフト 社外監査役
- 2019年 1月 株式会社ギフト 社外取締役 (監査等委員) (現職)
- 2019年 6月 花房・広田税理士法人 代表社員 (現職)
- 2020年 6月 当社 取締役 (現職)

● 重要な兼職の状況

- アカウンティングワークス株式会社 代表取締役
- アークランドサービスホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
- ペプチドリーム株式会社 社外取締役 (監査等委員)
- 株式会社ギフト 社外取締役 (監査等委員)
- 花房・広田税理士法人 代表社員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

花房幸範氏は、公認会計士として企業会計や監査に精通しているとともに、上場企業における豊富な社外役員経験や企業経営者としての経験など、専門的な知識・経験等、高い見識をも有しています。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当社の取締役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定、当社の経営に的確な助言をいただきなど社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断して監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

3

さとう

こうたろう

佐藤 光太郎

1958年11月8日生

新任

● 略歴、地位

- 1983年 4月 オリエント時計株式会社 入社
 1989年 4月 東京証券株式会社（現 東海東京証券株式会社） 入社
 2004年10月 東海東京証券香港（出向） Managing Director
 2008年10月 日本アジア証券株式会社（現 藍澤證券株式会社） 入社 外国エクイティ部長
 2010年10月 同社 商品本部長
 2012年 7月 同社 執行役員 商品本部長
 2018年 7月 当社 執行役員 商品本部長
 2020年 4月 上席執行役員 商品本部長
 2021年 4月 当社 顧問（現職）
 2021年 4月 アイザワ証券分割準備株式会社 監査役（現職）

所有する当社株式の数

7,900株

● 重要な兼職の状況

アイザワ証券分割準備株式会社 監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

佐藤光太郎氏は、長きにわたり証券業務に従事し、外国エクイティ部長、商品本部長を務め、海外現地法人の経営にも携わっており、金融商品取引業における豊富な経験・実績・知見を有していることから監査等委員である取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 山本聰氏及び花房幸範氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、引き続き、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 3. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、山本聰氏は当社との間で当該責任限定契約を締結しております。
 その契約内容の概要は次のとおりであります。
 ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
 ・第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されるとともに、山本聰氏の監査等委員である社外取締役としての選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
 4. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、花房幸範氏は当社との間で当該責任限定契約を締結しております。
 その契約内容の概要は次のとおりであります。
 ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
 ・第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されるとともに、花房幸範氏の監査等委員である社外取締役としての選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者3氏は、その選任が承認された場合、引き続き、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
 なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしました。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

とくおか
徳岡國見

1951年11月27日生

社外 独立

所有する当社株式の数

一株

● 略歴、地位

1976年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
 1987年 5月 ロンドン興銀（出向）Associate Director
 1993年 7月 興銀証券株式会社（現みずほ証券株式会社）債券営業第一部長
 1999年 6月 同社 執行役員
 2000年10月 同社 常務執行役員市場営業グループ長
 2007年 4月 同社 常務執行役員グローバル投資銀行部門長
 2008年 9月 株式会社あおぞら銀行 専務執行役員
 2009年 6月 同社 代表取締役副社長
 2016年 6月 当社 取締役（現職）
 2017年 7月 株式会社エヌネットワークス 社外監査役（現職）

● 重要な兼職の状況

株式会社エヌネットワークス 社外監査役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

徳岡國見氏は、興銀証券株式会社（現みずほ証券株式会社）常務執行役員、株式会社あおぞら銀行代表取締役副社長を務められるなど、長きにわたり、金融機関に在籍し経営に携わっております。金融全般及び金融商品取引業等の分野における豊富な知見と経験を有し、当社の経営に的確な助言をいただくなど社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断して補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年であります。

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 候補者は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員でない取締役に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合には、監査等委員でない取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
3. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、候補者は当社との間で当該責任限定契約を締結しております。候補者の選任が承認され、監査等委員である社外取締役に就任された場合には、候補者との間で同契約を改めて締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として同取引所に届け出ており、監査等委員である取締役に就任した場合も、引き続き独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、2007年6月26日開催の第87期定時株主総会において、年額600百万円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額400百万円以内（うち、社外取締役分は50百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、その職位や個別の業績等に応じて、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮し、基本となる固定報酬、株式報酬及び業績連動報酬で構成することを基本方針といたします。当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針は事業報告47頁に記載のとおりですが、本議案に係る報酬等の額は、当該当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合でも、当該方針を引き続き維持する予定です。）に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。

現在の取締役は7名ありますが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名（うち、社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有をすすめることを目的に、2019年6月25日開催の第99期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、年額50百万円以内、割り当てる譲渡制限付株式の上限を50,000株以内としてご承認をいただいております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、改めて、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

本制度の目的は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることにあり、この目的は監査等委員会設置会社移行後も果たす必要があることから、対象取締役に対する本制度の導入は相当であると考えております。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額（年額400百万円以内（うち、社外取締役分は50百万円以内）。使用人分給与は含みません。）とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内として設定いたしたいと存じます。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針は事業報告47頁に記載のとおりですが、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社における取締役の貢献度、当該当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合でも、当該方針を引き続き維持する予定です。）等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役は7名（うち、社外取締役3名）であります、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役は6名（うち、社外取締役2名）となります。対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の具体的な内容の概要及び数の上限は、以下のとおりです。なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

1. 謲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受けた対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 謾渡制限付株式の上限

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は年60,000株以内とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以後、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 謙渡制限付株式割当契約の内容

謙渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と謙渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する謙渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)謙渡制限の内容

謙渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、5年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「謙渡制限期間」という。）当該謙渡制限付株式につき、第三者に対して謙渡、質権の設定、謙渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2)謙渡制限付株式の無償取得

当社は、謙渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、謙渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた謙渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の謙渡制限期間が満了した時点において下記(3)の謙渡制限の解除事由の定めに基づき謙渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)謙渡制限の解除

当社は、謙渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、謙渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、謙渡制限期間が満了した時点をもって謙渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、謙渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、謙渡制限を解除する本割当株式の数及び謙渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、謙渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、謙渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謙渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき謙渡制限が解除された直後の時点において、なお謙渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）において、世界株式市場では、一時、米国の長期金利上昇に対する警戒感から不安定になる局面もあったものの、ワクチン接種への期待感などから、おおむね底堅い展開となりました。

国内株式市場では、米国の長期金利上昇に対する懸念から一時売られる局面もあったものの、おおむね堅調な値動きで下値を切り上げる展開となりました。2020年秋以降、世界的に半導体の不足感が強まっていることで、一部の業種は減産を余儀なくされるなど影響が出ているものの、中長期的な需要は旺盛で、影響は限定的にとどまっています。

米国株式市場では、2021年1月から2021年3月にかけて長期金利の動向によって乱高下しながらも徐々に下値を切り上げる展開となりました。インフラ投資計画などバイデン政権の政策が具体的に示されたことも株価下支え材料となっています。また、個別企業の業績にも底打ち感があるほか、ワクチン接種が浸透し始めていることなども株価下支えにつながっています。3月17、18日に開催されたFOMCでは、金融政策変更なしとの方針が示されました。当面金融緩和姿勢が続く見通しの中で、株式市場にとって追い風の状況が続くと予想されます。

アジア株式市場では、経済正常化が鮮明な中国とベトナムの好調さが目立ちました。特に好調だったのがベトナムで、主要指数であるVN指数の2021年1月から2021年3月の騰落率は7.9%でした。経済の正常化、新型コロナウイルスへの対応、対内投資の増加などが追い風となっており、ベトナムは好景気の株高になっているといえます。直近は、商いの急増が株式市場のシステム容量にも影響を与えていますが、影響は限定的になると思われます。また、中国では全人代が開催され、当面の政策方針などが定められました。

緊急事態宣言の発出が繰り返されるなか、感染収束時期が見通せず、依然として先行き不透明な状況が続いておりますが、このような状況のもと、当社グループは、新型コロナウイルスの感染収束を望むものの、緊急事態宣言下で、店頭窓口業務の中止や顧客訪問の制限等の営業活動を強いられる地域も発生し、当社の強みである対面でのコミュニケーションは継続的な自粛を余儀なくされております。一方で電話やその他ツール等を積極的に活用し、対面にこだわらないコミュニケーションを進めたことで、お客様に対して従来の営業活動により厚みを増した接客対応が実現でき、更なる顧客満足度の向上に努めることができます。また、当社グループでは、在宅勤務をはじめ時差出勤や休暇取得の推奨のほか、オンライン会議や室内換気の徹底など、感染拡大防止に努めております。

国内ネットワーク店舗では、1月に従来の証券会社の雰囲気を一掃し、接客用カウンターを廃し、お客様とスタッフのスペースに境界がないオープンカフェ風の新しいスタイルの証券会社として、自由が丘支店をリニューアルオープンしました。

金融機関連携では、1月に西京銀行と当社山口県内全店舗の共同店舗化に関して合意し、2月には当社下松支店を同行周南支店内に移転し、銀証共同店舗として開設しました。

産学連携では、1月に山梨県立大学と両者が持つノウハウ、ネットワークを活かした域外連携(クロスボーダー連携)を行うことで、双方の関係先に対して、これまで以上のサービス提供を行い、関係先の成長、地域活性化へ貢献することを目的とした業務協力覚書を締結しました。教育機関連携としては6校目となります。3月には、当社が運営する「教育機関連携による『起業／ビジネスを通じた高金融リテラシー人材育成と地域活性化施策』の推進」が、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」に選定され、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）より表彰されました。

地方自治体との取組みとして、2020年3月に地域活性化に関する包括連携協定を締結した静岡県御殿場市が実施する「富士山眺望地保全活用プロジェクト」に対して、企業版ふるさと納税を通じ支援いたしました。

また、当社の事業領域である金融業界は、新型コロナウイルス感染症の流行により従来の訪問を主体とした営業スタイルの変革が求められ、またネット証券会社を中心とした手数料値下げの動き、更にIFA事業者や他業種からの証券事業参入が相次ぐ等、激しい競争環境に置かれています。

このような環境下では、従来に増して、適切で迅速な意思決定と機動的な事業戦略を実行できる組織体制が求められます。2021年2月12日付け適時開示「会社分割による持株会社体制移行及び子会社の設立に関するお知らせ」のとおり、本年10月1日（予定）を効力発生日とする会社分割の方式により、当社及び関係会社（以下、当社グループ）は、グループ内の事業を証券事業、金融商品仲介事業、運用事業、投資事業の4つに区分し、それぞれを中核とした事業会社を傘下に持つ持株会社体制へ移行する方針を決定しました。

従来の「証券事業」及び新たに開始した「金融商品仲介事業」はそれぞれ準備会社を設立し、事業開始の準備を進めております。また「運用事業」は、資本業務提携先であるファイブスター投信投資顧問株式会社との協働活動による、お客様への複合的な商品の提案にとどまらず、本年2月に当社子会社の合併により誕生したあいざわアセットマネジメント株式会社がグループ内での運用体制を確立し、様々な投資家ニーズに対する幅広い対応等、当社グループ独自の資産形成ビジネスを推進しています。アイザワ・インベストメンツ株式会社がメインプレーヤーとなる「投資事業」は、従来のベンチャー投資にとどまらず、プライベートエクイティ投資や不動産投資等、事業体制を拡充させ、様々な収益方法を駆使しストック収益の確保に努めてまいります。

これらにより当社グループは、持株会社の指揮のもと、グループ全体の機動的な事業活動や迅速な意思決定、また経営資源の適切な配分による財務体質の強化を図るだけでなく、新たな事業の創出等、個々の力を集結させた金融総合グループへステージアップしてまいります。

なお、昨年3月より実施してきました自己株式取得（取得総数：250万株）は2月に無事終了し、3月からは新たな自己株式取得を開始しております。

以上の結果、営業収益は164億33百万円（前年度比15.8%増）、営業利益は9億29百万円（同267.8%増）、経常利益は15億42百万円（同1.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は45億38百万円（同382.6%増）となりました。

(ご参考)



当連結会計年度における業績の内訳は次のとおりです。

受入手数料

当連結会計年度の受入手数料は、104億1百万円(同41.7%増)となりました。科目別の概況は以下のとおりです。

イ 委託手数料

委託手数料は外国株式委託取引の増加により、78億68百万円(同45.5%増)となりました。

ロ 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、国内株式の引受額の減少により4百万円(同67.7%減)となりました。

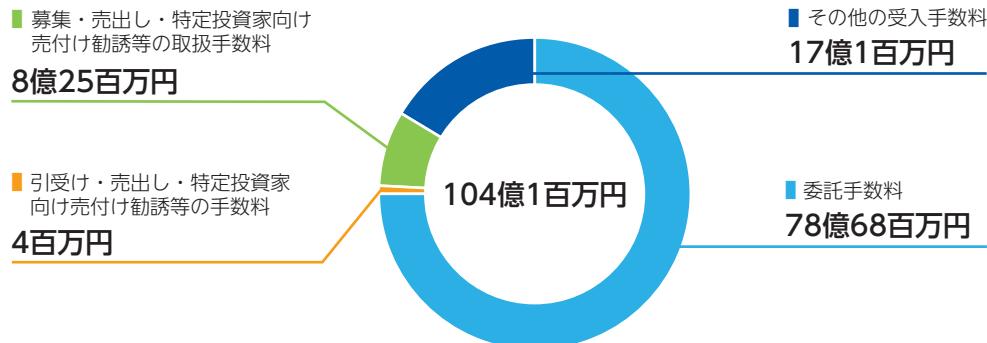
ハ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、投資信託の販売の増加により8億25百万円(同22.9%増)となりました。

二 その他の受入手数料

その他の受入手数料は、ファンドラップ取扱いの好調に伴う投資顧問報酬の増加により、17億1百万円(同36.3%増)となりました。

(ご参考)



トレーディング損益

当連結会計年度のトレーディング損益は、55億50百万円(同12.2%減)となりました。科目別の概況は以下のとおりです。

イ 株券

外国株国内店頭取引売買代金の増加により、46億44百万円(同10.6%増)となりました。

ロ 債券

外国債券の取扱いの減少により、2億60百万円(同83.3%減)となりました。

ハ その他

外国為替取引から生じる損益の増加等により、6億45百万円(同14.6%増)となりました。

金融収支

金融収益は信用取引収益の減少等により4億7百万円(同19.9%減)、金融費用は信用取引費用の減少等により90百万円(同23.4%減)となりました。これにより、金融収支は3億16百万円(同18.8%減)となりました。

販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、人件費の増加等により、153億86百万円(同11.4%増)となりました。

営業外損益

営業外収益は受取配当金4億98百万円、収益分配金1億94百万円等により8億62百万円となりました。営業外費用は投資事業組合運用損2億12百万円等により2億49百万円となりました。これにより営業外損益は6億12百万円の利益となりました。

特別損益

特別利益は固定資産売却益42億46百万円、投資有価証券売却益13億36百万円等により56億54百万円となりました。特別損失は投資有価証券売却損8億6百万円等により8億53百万円となりました。これにより特別損益は48億0百万円の利益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は42億87百万円であり、主な内容は、賃貸不動産の取得費用38億78百万円及び、当社のシステム改修費用3億5百万円であります。なお、賃貸不動産の取得に伴い、金融機関より7億円の借入を行っております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

① 企業集団（当社グループ）の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第98期 (2018年3月期)	第99期 (2019年3月期)	第100期 (2020年3月期)	第101期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
営業収益	18,046	12,701	14,188	16,433
(うち受入手数料)	(10,649)	(7,523)	(7,342)	(10,401)
経常利益又は経常損失（△）	2,850	△1,059	1,521	1,542
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,255	246	940	4,538
1株当たり当期純利益	52円19銭	5円71銭	22円3銭	111円9銭
純資産	57,241	53,626	50,141	58,346
総資産	106,105	85,913	85,134	107,127

② 当社（単体）の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第98期 (2018年3月期)	第99期 (2019年3月期)	第100期 (2020年3月期)	第101期 (当事業年度) (2021年3月期)
営業収益	11,720	11,484	14,171	16,152
(うち受入手数料)	(7,862)	(7,030)	(7,342)	(10,194)
経常利益又は経常損失（△）	2,291	△1,285	1,474	1,576
当期純利益	2,038	425	922	4,534
1株当たり当期純利益	47円15銭	9円85銭	21円60銭	111円0銭
純資産	56,433	53,047	49,825	57,092
総資産	97,092	85,246	84,870	105,682

3. 重要な子会社の状況（2021年3月31日現在）

名称	当社の出資比率	主要な事業内容
アイザワ・インベストメント株式会社	100%	投資事業 投資事業組合財産の運用及び管理 不動産関連事業
あいざわアセットマネジメント株式会社	85%	第二種金融商品取引業 投資助言・代理業 投資運用業
アイザワ4号投資事業有限責任組合	100%	投資事業有限責任組合
Ariake Secondary Fund II LP	71.3%	投資ファンド

4. 対処すべき課題

① ストック商品増加による安定収益源の確保

「貯蓄から資産形成へ」の意識の高まりとともに、当社の資産形成ビジネスも従来にも増した取組みの強化が必要となっています。同ビジネスを力強く推進するためにも、ラップ商品をはじめとするストック商品の販売に注力し、それら商品残高から得られる収益源を確保してまいります。

② 差別化戦略

「アジア株といえばアイザワ証券」というご支持をいただいていることもあり、当社が取り扱う外国株式はアジア12市場（香港・上海・深圳・台湾・韓国・シンガポール・タイ・マレーシア・インドネシア・フィリピン・ベトナム・イスラエル）の他、米国株式や欧州株式も取り扱っています。

これら外国株式と合わせて、昨今ご好評をいただいている投資一任運用サービスのラップ商品（スーパー・ルーラップ・ファンドラップ）を他社との差別化を図る主力商品と位置づけ、一人でも多くのお客様にご支持いただけるよう努めてまいります。

③ 新しい顧客層の拡大（新規口座開設増加）

既存の顧客（シニア層）が子供や孫世代等の次世代へ行う資産継承にとどまらず、これから投資を始める未経験者層や投資初心者層等が多数を占める20～40代の若い世代に対するマーケティングを強化し、信頼感の醸成から当社ファン化を促進させ、新規口座開設につなげてまいります。

④ DX推進

新型コロナウイルスの影響によって、就労各世代を問わず、従来の価値観や仕事のスタイルを大幅に変化させる必要があります。またSDGsの取組みとしてもペーパーレスの推進が必要になります。

当社におきましては、小さく、細かいことからDXに取り組むことを意識し、全社的なDXの推進によって生産性の向上に努めてまいります。

⑤ IFAの拡大

委託手数料をはじめとする証券サービスの各種手数料の無料化や「貯蓄から資産形成へ」のスローガンの浸透、iDeCoやつみたてNISAなど投資初心者に馴染みやすい金融商品の普及等、普段の生活における投資意識の高まりにより、顧客の証券会社を選別する目は日々、厳しくなっています。

当社では、以前より取引いただいている仲介業者に加えて、各種金融取引業者に新たに参画いただき、今までの証券会社では対象としていなかった顧客層へのアプローチを開始しました。

今後、当社が金融商品仲介業者のプラットフォーマーとして活躍の場を提供することで資産形成ビジネスの裾野が広がり、当社の優位性が強化され、新たな収益源が確立できるよう努めてまいります。

5. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

① 委託売買業務

お客様より委託を受けて、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（以下「有価証券の売買等」という。）を執行する業務であります。

② 自己売買業務

当社が自己の計算において、有価証券の売買等を行う業務であります。

③ 引受け・売出し業務

新たに発行される有価証券及び既発行有価証券の買付けの申込みの勧誘を行う目的で取得する業務、並びに他に当該有価証券を取得する者がいない場合に、その残部を取得する業務であります。

④ 募集・売出しの取扱業務、私募の取扱業務

新たに発行される有価証券及び既発行有価証券の買付けの申込みの勧誘を行う業務、並びに新たに発行される有価証券について、少数の投資家又は適格機関投資家のみを相手として買付けの申込みの勧誘を行う業務であります。

⑤ 投資事業、投資事業組合財産の運用及び管理

⑥ M&Aアドバイザリー業務、コンサルティング業務

⑦ 不動産関連事業

6. 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

① 本店 東京都中央区日本橋一丁目20番3号

② 支店 37店舗

区分	店舗数	支店名
東京都	5	自由が丘・調布・町田・千住・青梅
関東地区 (東京都を除く)	9	相模原・厚木・鎌倉・鶴見・成田・水戸・越谷・春日部・館林
中部地区	8	甲府・三島・下田・富士・富士宮・静岡・島田・掛川
近畿地区	11	大阪・豊中・泉佐野・藤井寺・箕面・吹田・生駒・五條・加古川・芦屋・京都
中国地区	4	福山・広島・周南・宇部

③ 営業所 16店舗

区分	店舗数	営業所名
関東地区	1	蕨コンサルティングプラザ
中部地区	3	熱海コンサルティングプラザ・御殿場コンサルティングプラザ・名古屋コンサルティングプラザ
近畿地区	3	枚方コンサルティングプラザ・吉野コンサルティングプラザ・垂水コンサルティングプラザ
中国地区	8	岡山コンサルティングプラザ・三次コンサルティングプラザ・東広島コンサルティングプラザ・岩国コンサルティングプラザ・柳井コンサルティングプラザ・防府コンサルティングプラザ・山口コンサルティングプラザ・新下関コンサルティングプラザ
九州地区	1	宮崎コンサルティングプラザ

④ 当連結会計年度の移転

店舗名	所在地	設置年月日
自由が丘支店	東京都目黒区自由が丘2-9-19	2021年1月12日移転
周南(旧下松)支店	山口県周南市大字久米2865	2021年2月22日移転

⑤ 当連結会計年度の統廃合

閉鎖店舗名	統合店舗名	所在地	設置年月日
神戸支店	芦屋支店	兵庫県芦屋市大原町2-6	2020年4月1日統廃合
草加支店	千住支店	東京都足立区千住1-24-5	2020年8月1日統廃合
大和支店	町田支店	東京都町田市原町田4-9-8	2020年8月1日統廃合
秦野支店	厚木支店	神奈川県厚木市中町4-9-18	2020年8月1日統廃合
蕨支店	千住支店	東京都足立区千住1-24-5	2020年12月1日統廃合
御殿場支店	三島支店	静岡県三島市一番町15-33	2020年12月1日統廃合
名古屋支店	東海営業部	静岡県富士宮市大宮町10-3	2020年12月1日統廃合
枚方支店	大阪第一営業部	大阪府大阪市中央区北浜2-6-26	2020年12月1日統廃合
吉野支店	五條支店	奈良県五條市五條2-390-1	2020年12月1日統廃合
岡山支店	福山支店	広島県福山市東桜町1-1	2020年12月1日統廃合
東広島支店	広島支店	広島県広島市中区大手町3-1-9	2020年12月1日統廃合
岩国支店	周南支店	山口県周南市大字久米2865	2020年12月1日統廃合
柳井支店	周南支店	山口県周南市大字久米2865	2020年12月1日統廃合
防府支店	宇部支店	山口県宇部市常盤町2-4-18	2020年12月1日統廃合
山口支店	宇部支店	山口県宇部市常盤町2-4-18	2020年12月1日統廃合
宮崎支店	関西第二営業部	大阪府大阪市中央区北浜2-6-26	2020年12月1日統廃合
福生コンサルティングプラザ	青梅支店	東京都青梅市野上町4-4-2	2020年12月1日統廃合
大井支店	自由が丘支店	東京都目黒区自由が丘2-9-19	2021年1月12日統廃合
ゆめモール下関支店	宇部支店	山口県宇部市常盤町2-4-18	2021年1月25日統廃合

⑥ 当連結会計年度の新設

店舗名	所在地	設置年月日
垂水コンサルティングプラザ	兵庫県神戸市垂水区日向1-5-1	2020年4月1日設置
蕨コンサルティングプラザ	埼玉県川口市芝新町5-1	2020年12月1日設置
御殿場コンサルティングプラザ	静岡県御殿場市萩原540-2	2020年12月1日設置
名古屋コンサルティングプラザ	愛知県名古屋市中区錦2-19-25	2020年12月1日設置
枚方コンサルティングプラザ	大阪府枚方市禁野本町1-18-8	2020年12月1日設置
吉野コンサルティングプラザ	奈良県吉野郡大淀町下渕868-5	2020年12月1日設置
岡山コンサルティングプラザ	岡山県岡山市北区磨屋町3-10	2020年12月1日設置
東広島コンサルティングプラザ	広島県東広島市西条昭和町3-8	2020年12月1日設置
岩国コンサルティングプラザ	山口県岩国市麻里布町2-7-9	2020年12月1日設置
柳井コンサルティングプラザ	山口県柳井市南町3-6-7	2020年12月1日設置
防府コンサルティングプラザ	山口県防府市戎町2-1-1	2020年12月1日設置
山口コンサルティングプラザ	山口県山口市中央4-6-5	2020年12月1日設置
宮崎コンサルティングプラザ	宮崎県宮崎市広島1-18-13	2020年12月1日設置
新下関コンサルティングプラザ	山口県下関市伊倉新町1-4-30	2021年1月25日設置

7. 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団（当社グループ）の使用人の状況

使用人 数	前連結会計年度末比増減	平均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
784名	33名	43.5歳	14.4年

(注) 上記のほかに、契約社員、歩合外務員及び嘱託等126名が在籍しております。

② 当社（単体）の使用人の状況

使用人 数	前事業年度末比増減	平均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
761名	10名	43.4歳	14.6年

(注) 上記のほかに、契約社員、歩合外務員及び嘱託等127名が在籍しております。

8. 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

当社（グループ）の主要な借入先の状況は下表のとおりです。

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	984百万円
株式会社みずほ銀行	750
株式会社三菱UFJ銀行	720
株式会社三井住友銀行	665
株式会社七十七銀行	650
日本証券金融株式会社（注）	635
株式会社清水銀行	360
株式会社りそな銀行	300
東京証券信用組合	100
株式会社山梨中央銀行	100
明治安田生命保険相互会社	50

（注）日本証券金融株式会社の借入額のうち585百万円は信用取引借入金であります。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様への利益還元にあたり、安定的かつ高水準の利益還元を継続的に行うことに努めます。具体的には、自己株式取得を含めた連結ベースの総還元性向50%以上の還元を行うことを基本方針とします。また、配当は株主資本配当率（D.O.E）2%程度を上回ることを目標とします。

この方針に基づき、2021年3月期の期末普通配当を1株につき21円といたします。

なお、当期の1株当たりの配当金は、中間配当11円、期末配当21円の合計32円となります。

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 株式に関する事項

- 1. 発行可能株式総数 198,000,000株
- 2. 発行済株式の総数 47,525,649株 (うち自己株式 7,010,590 株)
- 3. 株主数 3,087名
- 4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
藍澤不動産株式会社	4,246千株	10.48%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,275	5.61
藍澤基彌	2,209	5.45
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,538	3.79
鈴木啓子	1,400	3.45
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	1,216	3.00
株式会社みずほ銀行	1,042	2.57
三井住友信託銀行株式会社	1,018	2.51
株式会社野村総合研究所	1,000	2.46
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	888	2.19

- (注) 1. 当社は、自己株式7,010,590株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、「従業員向けインセンティブ・プラン」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式487千株は含まれておりません。
2. 2020年9月8日付で、ダルトン・インベストメント・エルエルシーより当社株式に係る大量保有報告書が提出されております。当該大量保有報告書において、2020年9月2日現在で同社が5,117千株(株券等保有割合10.77%)を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

5. その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

- ① 2020年2月28日開催の取締役会決議により取得した自己株式
 - ・ 取得した株式の種類及び総数 普通株式 2,500,000株
 - ・ 取得価額の総額 1,748,912,100円
 - ・ 取得した日 2020年3月2日より2021年2月18日まで（約定ベース）

- ② 2021年2月26日開催の取締役会決議により取得した自己株式
 - ・ 取得対象株式の種類 普通株式
 - ・ 取得し得る株式の総数 1,500,000株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.7%)
 - ・ 株式の取得価額の総額 1,800百万円（上限）
 - ・ 取得期間 2021年3月1日から2022年2月28日まで
 - ・ 取得方法 東京証券取引所における市場買付

- ※ 取得した株式の総数及び取得価額（約定ベース）

2021年3月1日～2021年3月31日	235,500株	237,663,900円
2021年4月1日～2021年4月30日	123,400株	123,452,000円

- ※ 上記取締役会決議に基づき2021年4月30日
までに取得した自己株式の累計 358,900株 361,115,900円

III. 新株予約権等の状況

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員	藍澤卓弥	企画本部管掌 兼 監査部担当 アイザワ・インベストメンツ株式会社 取締役 JAPAN SECURITIES INC. DIRECTOR
取締役 常務執行役員	大石敦	営業推進本部管掌 兼 ソリューション本部管掌 アイザワ・インベストメンツ株式会社 取締役
取締役 常務執行役員	新島直以	コンプライアンス本部管掌 アイザワ・インベストメンツ株式会社 監査役 あいざわアセットマネジメント株式会社 取締役
取締役 上席執行役員	真柴一裕	管理本部管掌 兼 商品本部管掌 兼 投資顧問部担当 アイザワ・インベストメンツ株式会社 代表取締役社長 JAPAN SECURITIES INC. DIRECTOR あいざわアセットマネジメント株式会社 取締役
取締役	高橋厚男	
取締役	徳岡國見	株式会社エスネットワークス 社外監査役
取締役	花房幸範	アカウンティングワークス株式会社 代表取締役 アーフラントサービスホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員) ペプチドリーム株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社ギフト 社外取締役(監査等委員) 花房・広田税理士法人 代表社員
常勤監査役	山本聰	あいざわアセットマネジメント株式会社 監査役
常勤監査役	白井充	
常勤監査役	石川玉喜	
監査役	西本恭彦	新生綜合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役高橋厚男氏、取締役徳岡國見氏及び取締役花房幸範氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役山本聰氏及び監査役西本恭彦氏は、社外監査役であります。
3. 取締役高橋厚男氏、取締役徳岡國見氏及び取締役花房幸範氏、常勤監査役山本聰氏及び監査役西本恭彦氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 取締役角道裕司氏は2020年6月25日をもって退任し、当社副社長執行役員に就任いたしました。
5. 取締役白木信一郎氏は2020年11月13日をもって辞任いたしました。
なお、同氏辞任時における担当及び重要な兼職の状況については以下の通りです。
・あけぼの投資顧問株式会社（現　あいざわアセットマネジメント株式会社） 代表取締役
・あすかアセットマネジメント株式会社（現　あいざわアセットマネジメント株式会社） 取締役
・The Alternative Investment Management Association APAC Limited 日本支部 会長
6. 監査役石川文敏氏は2020年6月25日をもって辞任いたしました。
7. 取締役花房幸範氏は、2020年6月25日開催の第100期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
8. 常勤監査役石川玉喜氏は、2020年6月25日開催の第100期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
9. 責任限定契約の内容の概要
当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。その内容の概要は、社外取締役及び社外監査役がその任務を怠り、それにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がないときは、社外取締役及び社外監査役は当社に対し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとし、当社は、最低責任限度額を超える部分について、社外取締役及び社外監査役を当然に免責するものであります。
10. 取締役及び監査役の責任免除
当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

2. 取締役及び監査役の報酬等に係る方針及びその方針の決定の内容

①役員報酬の基本方針

- ・業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とします。
- ・客觀性・透明性を担保する適切なプロセスを経て決定されることとします。
- ・当社が設定する経営指標に基づき、職務・業績貢献及び経営状況等に見合った報酬管理を行います。

②役員報酬決定の手続き

- ・役員報酬の基本方針に則り、公平性や客觀性が担保され、当社の適切な経営体制の構築に資することを目的とした取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会において審議、答申し、取締役会で決定しています。
- ・報酬の具体的決定については、当社の業績等を勘案し、役位に応じて定められる基本報酬、各事業年度の営業利益を指標とし業績に応じて定められる業績連動報酬等（賞与）、及びこれらの報酬枠とは別枠の譲渡制限付株式報酬について審議を行い、報酬総額及び個人別報酬額を取締役会に答申いたします。
- ・また、指名報酬諮問委員会の答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、取締役の報酬は取締役会で決定することとしています。
- ・譲渡制限付株式報酬についても、株主総会で決議された上限枠内で原則として毎事業年度、当社の普通株式

を付与するための金銭報酬債権を対象取締役（社外取締役を除く。）に対して、指名報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会にて決定します。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
- ・監査役の報酬は、経営に対する独立性、客觀性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役報酬額は、監査役の協議によって決定しております。
- ・なお、指名報酬諮問委員会は、主に報酬水準の設定と業績連動報酬の比率等について定期的に審議を行うほか、役員報酬に関する法制等の環境変化に応じて開催します。

③役員報酬の構成／体系

役員区分	基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	業績連動 報酬等 (賞与)	備考
取締役 (社外取締役を除く。)	○	○	○	「基本報酬」「譲渡制限付株式報酬」「業績連動報酬等(賞与)」で構成されています。
社外取締役	○	—	—	独立性の観点から「譲渡制限付株式報酬」は支給せず、「基本報酬」のみを支給しております。
監査役	○	—	—	「基本報酬」のみを支給しております。

(1) 譲渡制限付株式報酬

- ・取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間を設けたうえで、当社普通株式を交付します。
- ・譲渡制限付株式は、原則として、毎年当社と付与対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、役位に応じて決定された数の基準額をベースに年間の株式報酬費用発生見込額と翌事業年度以降の業績見通しを勘案し、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、当社普通株式を交付します。その決定にあたっては、指名報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会で決議します。
- ・譲渡制限期間は、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。
- ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(2) 賞与

- ・事業年度ごとの業績向上への意義を高めること等を目的として、当年度の業績に連動して支給するものであります。
- ・業績指標については、事業の収益力を高めることを主眼とすることから「営業利益」を用います。
- ・営業利益の目標に対する達成度合いに応じ、また、全社業績の変動も加味した上で、支給無し（ゼロ）から原則として定める標準支給額の倍増までの範囲において段階的に変動します。その決定にあたっては、指名報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会で決議します。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (人)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		
			基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	業績連動 報酬等（賞与）
取締役 (うち社外取締役)	9 (4)	178 (25)	122 (25)	25 (—)	31 (—)
監査役 (うち社外監査役)	5 (2)	36 (16)	36 (16)	— (—)	— (—)
合計	14	214	158	25	31

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月26日開催の第87期定時株主総会において年額6億円以内（当該総会後取締役6名。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として、2019年6月25日開催の第99期定時株主総会において取締役（当該総会後付与対象となる取締役8名、ただし、社外取締役3名を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬の総額を、取締役の報酬等の額とは別枠として、年額50百万円以内としてそれぞれ決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月26日開催の第87期定時株主総会において年額1億円以内（当該総会後監査役4名。）と決議いただいております。
 4. 業績連動報酬等（賞与）に係る指標の実績は以下の通りです。
 　業績連動報酬実績：営業利益976百万円（2021年3月期実績）
 5. 上記には、2020年6月25日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
 6. 上記には、2020年11月13日付で辞任により退任した取締役1名を含んでおります。

4. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- 取締役徳岡國見氏は、株式会社エスネットワークスの社外監査役を兼務しております。なお、当社は株式会社エスネットワークスとの間には特別な関係はございません。
- 取締役花房幸範氏は、アカウンティングワークス株式会社の代表取締役、アーカランドサービスホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）、ペプチドリーム株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社ギフトの社外取締役（監査等委員）、花房・広田税理士法人の代表社員を兼務しております。なお、当社はアカウンティングワークス株式会社、アーカランドサービスホールディングス株式会社、ペプチドリーム株式会社、株式会社ギフト及び花房・広田税理士法人との間には特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況と役割
高 橋 厚 男	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席するとともに、代表取締役との定期的な意見交換会やコンプライアンス部門との意見交換会に出席し、主に当業界における豊富な経験、知見に基づき、適宜発言を行っており、当社の社外取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。また指名報酬諮問委員会の委員として、経営の透明性や公平性向上、取締役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定など、当社の適切な経営体制の構築に貢献していただいております。
徳 岡 國 見	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席するとともに、取締役会等で経営全般の観点から積極的に発言を行い、議論をリードしているとともに、指名報酬諮問委員会の委員として当社の取締役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定に関与し、また、金融全般及び金融商品取引業等の分野における豊富な知見と経験を有し、当社の経営に的確な助言をいただくなど社外取締役として職務を適切に遂行いただいております。
花 房 幸 範	就任後開催された取締役会14回のうち14回に出席するとともに、代表取締役との定期的な意見交換会やコンプライアンス部門との意見交換会に出席し、上場企業における豊富な社外役員経験や企業経営者としての経験など、専門的な知識・経験等、高い見識に基づき、適宜発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当社の取締役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定、当社の経営に的確な助言をいただくなど社外取締役として職務を適切に遂行していただいております。
山 本 聰	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に、監査役会19回のうち19回に出席するとともに、代表取締役との定期的な意見交換会やコンプライアンス部門との意見交換会に出席し、金融に関する高度の専門性及び経営者としての豊富な経験、知見に基づき、適宜発言を行っております。
西 本 恭 彦	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に、監査役会19回のうち19回に出席するとともに、代表取締役との定期的な意見交換会やコンプライアンス部門との意見交換会に出席し、弁護士としての豊富な経験、知見に基づき、適宜発言を行っております。

V. 会計監査人に関する状況

1. 名称 有限責任 あづさ監査法人
2. 報酬等の額

	支 払 額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に対して支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社及び当社子会社が会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理に関する保証業務についての対価が含まれております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	
現金・預金	16,707
預託金	27,740
顧客分別金信託	27,739
その他の預託金	0
営業投資有価証券	1,117
トレーディング商品	244
商品有価証券等	244
約定見返勘定	817
信用取引資産	16,297
信用取引貸付金	15,638
信用取引借証券担保金	658
立替金	163
顧客への立替金	160
その他の立替金	3
その他の流動資産	1,351
貸倒引当金	△0
流動資産合計	64,440
固定資産	
有形固定資産	6,701
建物	716
器具備品	346
土地	913
賃貸不動産	4,724
無形固定資産	372
のれん	295
ソフトウェア	27
その他	49
投資その他の資産	35,612
投資有価証券	33,530
退職給付に係る資産	1,069
その他	1,017
貸倒引当金	△5
固定資産合計	42,686
資産合計	107,127

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	
トレーディング商品	94
商品有価証券等	85
デリバティブ取引	9
信用取引負債	1,861
信用取引借入金	585
信用取引貸証券受入金	1,276
有価証券担保借入金	2,930
有価証券貸借取引受入金	2,930
預り金	24,982
顧客からの預り金	21,024
その他の預り金	3,957
受入保証金	5,482
短期借入金	3,795
未払法人税等	994
賞与引当金	652
役員賞与引当金	31
その他の流動負債	1,204
流動負債合計	42,029
固定負債	
長期借入金	934
繰延税金負債	5,150
株式給付引当金	151
その他の固定負債	369
固定負債合計	6,605
特別法上の準備金	
金融商品取引責任準備金	146
特別法上の準備金合計	146
負債合計	48,781
純資産の部	
株主資本	
資本金	8,000
資本剰余金	8,087
利益剰余金	35,388
自己株式	△3,348
株主資本合計	48,128
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	9,607
退職給付に係る調整累計額	75
　　その他の包括利益累計額合計	9,683
非支配株主持分	
純資産合計	58,346
負債・純資産合計	107,127

連結計算書類等

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 営業収益		VII 特別利益	
1 受入手数料	10,401	1 固定資産売却益	4,246
2 トレーディング損益	5,550	2 投資有価証券売却益	1,336
3 金融収益	407	3 段階取得に係る差益	36
4 その他の営業収益	73	4 金融商品取引責任準備金戻入	35
営業収益合計	16,433	特別利益合計	5,654
II 金融費用	90	VII 特別損失	
III その他の営業費用	26	1 固定資産売却損	21
純営業収益	16,316	2 固定資産除却損	19
III 販売費・一般管理費	15,386	3 投資有価証券売却損	806
1 取引関係費	2,431	4 減損損失	5
2 人件費	8,365	特別損失合計	853
3 不動産関係費	1,263	税金等調整前当期純利益	6,343
4 事務費	2,135	法人税、住民税及び事業税	1,059
5 減価償却費	414	法人税等調整額	747
6 租税公課	379	法人税等合計	1,806
7 貸倒引当金繰入れ	△0	当期純利益	4,536
8 その他	395	非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△1
営業利益	929	親会社株主に帰属する当期純利益	4,538
IV 営業外収益			
1 受取配当金	498		
2 収益分配金	194		
3 貸倒引当金戻入額	0		
4 助成金収入	112		
5 その他	56		
営業外収益合計	862		
V 営業外費用			
1 投資事業組合運用損	212		
2 和解金	21		
3 その他	15		
営業外費用合計	249		
経常利益	1,542		

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日残高	8,000	8,097	31,774	△1,580	46,291
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△924		△924
親会社株主に帰属する当期純利益			4,538		4,538
自己株式の取得				△1,797	△1,797
譲渡制限付株式報酬		23		22	46
株式交付信託による自己株式の処分				7	7
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△34			△34
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△10	3,614	△1,767	1,836
2021年3月31日残高	8,000	8,087	35,388	△3,348	48,128

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2020年4月1日残高	4,011	△161	3,850	—	50,141
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△924
親会社株主に帰属する当期純利益					4,538
自己株式の取得					△1,797
譲渡制限付株式報酬					46
株式交付信託による自己株式の処分					7
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△34
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	5,596	236	5,833	534	6,367
連結会計年度中の変動額合計	5,596	236	5,833	534	8,204
2021年3月31日残高	9,607	75	9,683	534	58,346

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

藍澤證券株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 韻田留美子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、藍澤證券株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、藍澤證券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年2月12日開催の取締役会において、会社分割による持株会社体制への移行及び子会社（分割準備会社等）の設立を決議し、2021年4月1日に子会社を設立している。また、2021年4月28日開催の取締役会において、吸収分割による事業承継を決議し、同日に吸収分割契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科 目		金 額		(単位：百万円)	
資産の部					
流動資産					
現金・預金		15,067			
預託金		27,740			
顧客分別金信託	27,739				
その他の預託金	0				
トレーディング商品		244			
商品有価証券等		244			
約定販返勘定		817			
信用取引資産		16,297			
信用取引貸付金	15,638				
信用取引借証券担保金	658				
立替金		163			
顧客への立替金	160				
その他の立替金	3				
短期貸付金		1			
前払金		277			
前払費用		267			
未収入金		336			
未収収益		382			
その他の流動資産		13			
貸倒引当金		△0			
流動資産合計		61,608			
固定資産					
有形固定資産		5,186			
建物	1,425				
器具・備品	346				
土地	3,315				
建設仮勘定	100				
無形固定資産		69			
借地権	24				
ソフトウェア	22				
電話加入権	22				
その他	0				
投資その他の資産		38,818			
投資有価証券	31,138				
関係会社株式	2,581				
その他の関係会社有価証券	1,613				
出資金	13				
関係会社長期貸付金	1,500				
従業員に対する長期貸付金	9				
長期差入保証金	800				
長期前払費用	178				
前払年金費用	960				
その他	26				
貸倒引当金	△5				
固定資産合計		44,073			
資産合計		105,682			
負債の部					
流動負債					
トレーディング商品			94		
商品有価証券等			85		
デリバティブ取引			9		
信用取引負債					
信用取引借入金			1,861		
信用取引貸証券受入金			1,276		
有価証券担保借入金					
有価証券貸借取引受入金			2,930		
預り金					
顧客からの預り金			24,961		
その他の預り金			21,024		
受入保証金					
短期借入金			3,937		
未払金					
未払費用			5,482		
未払法人税等			3,795		
賞与引当金			821		
役員賞与引当金			316		
その他の流動負債			994		
流動負債合計			41,968		
固定負債					
長期借入金			934		
繰延税金負債			5,037		
株式給付引当金			151		
長期預り金			305		
長期未払金			32		
その他の固定負債			13		
固定負債合計			6,476		
特別法上の準備金					
金融商品取引責任準備金			146		
特別法上の準備金合計			146		
負債合計			48,590		
純資産の部					
株主資本					
資本金			8,000		
資本剰余金					
資本準備金			7,863		
その他資本剰余金			258		
資本剰余金合計			8,121		
利益剰余金					
利益準備金			3,202		
その他利益剰余金					
修繕積立金			3,000		
固定資産圧縮積立金			529		
買換資産土地圧縮積立金			1,270		
別途積立金			23,000		
繰越利益剰余金			4,100		
利益剰余金合計			35,103		
自己株式					
株主資本合計					
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			△3,348		
評価・換算差額等合計			47,876		
純資産合計					
負債・純資産合計			105,682		

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 営業収益		VII 特別利益	
1 受入手数料		1 固定資産売却益	4,246
(1) 委託手数料	7,868	2 投資有価証券売却益	1,335
(2) 引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	4	3 金融商品取引責任準備金戻入	35
(3) 募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	825		
(4) その他の受入手数料	1,495	特別利益合計	5,617
2 トレーディング損益	5,550		
3 金融収益	407		
営業収益合計	16,152		
II 金融費用	90	VII 特別損失	
純営業収益	16,062	1 固定資産売却損	21
III 販売費・一般管理費	15,085	2 固定資産除却損	19
1 取引関係費	2,426	3 投資有価証券売却損	806
2 人件費	8,224	4 減損損失	5
3 不動産関係費	1,261		
4 事務費	2,100	特別損失合計	853
5 減価償却費	412		
6 租税公課	347		
7 貸倒引当金繰入れ	△0	税引前当期純利益	6,341
8 その他	313		
営業利益	976	法人税、住民税及び事業税	1,059
IV 営業外収益		法人税等調整額	747
1 不動産賃貸料	14	法人税等合計	1,806
2 受取配当金	485		
3 収益分配金	183	当期純利益	4,534
4 貸倒引当金戻入額	0		
5 助成金収入	112		
6 その他	64		
営業外収益合計	861		
V 営業外費用			
1 投資事業組合運用損	223		
2 和解金	21		
3 その他	15		
営業外費用合計	260		
経常利益	1,576		

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本												自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金				利益剰余金											
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	修繕積立金	固定資産圧縮積立金	買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
2020年4月1日残高	8,000	7,863	234	8,097	3,202	3,000	—	141	23,000	2,147	31,492	△1,580	46,009			
当事業年度中の変動額																
剰余金の配当											△924	△924		△924		
当期純利益											4,534	4,534		4,534		
固定資産圧縮積立金の積立						529					△529	—		—		
固定資産圧縮積立金の取崩						△0					0	—		—		
買換資産圧縮積立金の積立							1,128			△1,128	—			—		
自己株式の取得												△1,797	△1,797			
譲渡制限付株式報酬			23	23									22	46		
株式交付信託による自己株式の処分												7	7			
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）																
当事業年度中の変動額合計	—	—	23	23	—	—	529	1,128	—	1,953	3,610	△1,767	1,867			
2021年3月31日残高	8,000	7,863	258	8,121	3,202	3,000	529	1,270	23,000	4,100	35,103	△3,348	47,876			

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日残高	3,816	3,816	49,825
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△924
当期純利益			4,534
固定資産圧縮積立金の積立			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
買換資産圧縮積立金の積立			—
自己株式の取得			△1,797
譲渡制限付株式報酬			46
株式交付信託による自己株式の処分			7
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	5,398	5,398	5,398
当事業年度中の変動額合計	5,398	5,398	7,266
2021年3月31日残高	9,215	9,215	57,092

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

藍澤證券株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 韓田留美子㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、藍澤證券株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年2月12日開催の取締役会において、会社分割による持株会社体制への移行及び子会社（分割準備会社等）の設立を決議し、2021年4月1日に子会社を設立している。また、2021年4月28日開催の取締役会において、吸収分割による事業承継を決議し、同日に吸収分割契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

藍澤證券株式会社 監査役会

常勤監査役	山 本 聰	㊞
常勤監査役	白 井 充	㊞
常勤監査役	石 川 玉 喜	㊞
監査役	西 本 恭 彦	㊞

（注）常勤監査役山本聰及び監査役西本恭彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

トップメッセージ

持株会社体制のもと、質の高いサービスを提供する
総合金融サービスグループを目指します。



代表取締役社長 兼 社長執行役員

藍澤卓弥

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

新型コロナウイルスの感染により影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申しあげます。株主の皆様のご健康を祈念いたします。

証券業界は新型コロナウイルス感染症の流行により従来の訪問を主体とした営業スタイルの変革が求められ、また、ネット証券会社を中心とした手数料値下げの動き、更にIFA事業者や他業種からの証券事業参入が相次ぐなど、激しい競争環境に置かれています。このような環境下では、従来にも増して適切で迅速な意思決定と機動的な事業戦略を実行できる組織体制が求められます。

そのような中で当社はプローカレッジビジネスから資産形成ビジネスへのシフトを掲げ、ストック収益の拡大に尽力するとともに、独立系運用会社である「あすかアセットマネジメント株式会社」と「あけぼの投資顧問株式会社」を子会社化し、2021年2月には両社の合併によって「あいざわアセットマネジメント株式会社」がスタートしました。他にも、2020年6月に「ファイブスター投信投資顧問株式会社」と資本業務提携を行うなど、立て続けにアセットマネジメントビジネスを強化し、ストック収益の増加および資産形成ビジネスへのシフトを推進しております。

そして、当社の更なる成長に向けて、当社グループ内の事業を「証券事業」「金融商品仲介事業」「投資事業」「運用事業」の4つに区分し、それぞれを中核とした事業会社を傘下に持つ持株会社体制へ移行する方針を決定しました。持株会社体制へ移行することで、グループ全体の機動的な事業活動、迅速な意思決定、経営資源の適切な配分による財務体质の強化、既存の価値観にとらわれない新たな事業の創出等の戦略立案等が可能になると判断いたしました。

2021年10月1日（予定）を効力発生日として、会社分割による持株会社体制への移行のため、当社の証券事業を承継する「アイザワ証券分割準備株式会社」を4月1日に設立しました。この分割準備会社は10月1日付で「アイザワ証券株式会社」に商号を変更する予定です。また、当社の投資事業は「アイザワ・インベストメント株式会社」

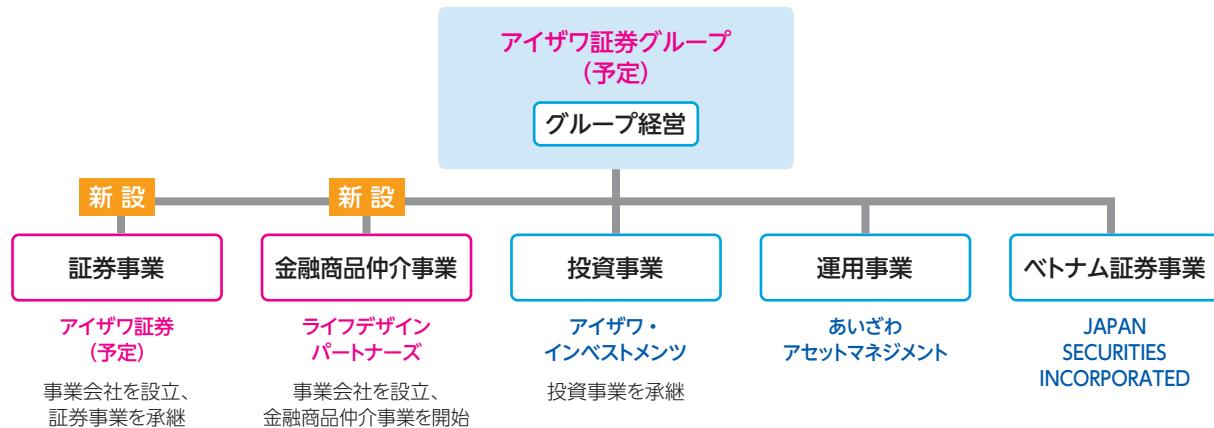
に承継します。更に、金融商品仲介事業を当社グループ内で新たに開始するため、金融商品仲介業開業準備会社「ライフデザインパートナーズ株式会社」を4月1日に設立し、10月に事業を開始する予定です。

なお、当社は10月1日付で「アイザワ証券グループ株式会社」（予定）に商号を変更し、引き続き持株会社として上場を維持する予定です。

変化の大きな時代であり、激しい競争環境であるがゆえに、当社も変化すべきところは変化していかなくてはなりません。当社の経営理念である『より多くの人に証券投資を通じ、より豊かな生活を提供する』を実現するため、運用事業の強化ならびに金融商品仲介事業への新規参入によって我々の目指す資産形成ビジネスを更に推進していくとともに、新たなグループ体制のもと、質の高いサービスを提供する総合金融サービスグループとなることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

概要図（2021年10月1日以降）



アイザワ証券分割準備株式会社

(2021年10月1日付でアイザワ証券株式会社に商号変更予定)

所在地 ※	東京都中央区日本橋一丁目20番3号
代表者	代表取締役社長 藍澤 卓弥
事業内容	金融商品取引業
設立年月日	2021年4月1日

ライフデザインパートナーズ株式会社

所在地 ※	東京都中央区日本橋一丁目20番3号
代表者	代表取締役社長 五十嵐 良和
事業内容	金融商品仲介業
設立年月日	2021年4月1日

※2021年8月上旬に移転予定（新所在地：東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング）

SDGsの達成に向けて

アイザワ証券の

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。当社はSDGsの達成に向けたさまざまな取組みを進めています。



提携先金融機関との人材交流制度

両社の社員が結婚や配偶者の異動、介護等の事由で勤務先の店舗がない地域に転居を余儀なくされた場合、その地域に提携先の店舗がある場合は、給与等の待遇はシームレスに、有給休暇等も引き継ぐ形で転籍することが可能となる制度を導入しています。再び旧勤務先の営業エリアに転居する場合は、新職場で獲得した待遇をもって旧勤務先へ復帰することも可能です。



教育機関連携による地域人材育成、 地域活性化施策の推進

包括連携協定を締結している茨城県立常陸大宮高等学校はビジネス学習として持株会社を設立し、農園経営や商品開発・販売などに取り組み、また生徒が卒業後に地域で起業する際の資金支援に充てる目的に投資事業を始めました。当社は投資授業の提供等を通じ、地域で起業する／働くことの意義や眞の生活実感のある投資の学習を支援しています。



上記2つの取組みは、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」に証券会社で唯一選定され、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）より表彰されました。

2020年5月19日：「地域金融機関との『異業種間シームレス＆可逆型人材交流制度』の設計と実装」



2021年3月30日：「教育機関連携による『起業／ビジネスを通じた高金融リテラシー人材育成と地域活性化施策』の推進」

※3月30日オンライン表彰式の様子

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsへの取組み (2020年4月～2021年3月)

中学校・高校で金融教育授業を実施

提携先金融機関、教育機関と連携し、中学校や高校で金融教育授業やインターンシップを実施しています。



証券会社、信用金庫、財務局の3者が連携し、中学校で金融・キャリア教育授業を実施

次代を担う子どもたちが金融・地域経済の仕組みを理解し、将来のキャリア・資産形成を正しく行う能力を高めるため、包括業務提携先である青梅信用金庫（東京都青梅市）、関東財務局とともに、青梅市立吹上中学校で金融・キャリア教育授業を実施しました。3年生の授業では包括連携協定を締結している常陸大宮高校とも連携しました。

※証券会社、信用金庫、財務局の3者が連携した教育機関向けの金融講義は全国初。



企業版ふるさと納税を通じた御殿場市「富士山眺望地保全活用プロジェクト」への支援



静岡県御殿場市が実施している「富士山眺望地保全活用プロジェクト」に対して、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を通じて支援しています。
当社は、2020年3月に同市との間でSDGs推進および地域活性化に関する包括連携協定を締結し、両者で地方創生・地域活性化に努めています。

相続サポート・終活セミナーを開催

相続・終活に関するセミナーや個別相談会を各地で開催しています。



※御殿場市との共催セミナー

東日本大震災復興支援義援金セミナーへの協賛



TOPICS

第101期の主なトピックス

(2020年4月～2021年3月)

5月29日

一般社団法人
「ファイナンシャル・アドバイザー協会」へ
委託正会員として入会

6月2日

あすかアセットマネジメント株式会社の株式取得
(完全子会社化)

6月8日

発注機能付情報ツール「iTrader」のサービス提供開始

6月12日

ファイブスター投信投資顧問株式会社と
資本業務提携契約を締結

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

8月24日

アジア株式取引20周年

11月16日

投資情報ツール「グローバルナビゲーター」リニューアル

12月1日

都留信用組合と包括的業務提携契約を締結

中小の事業主様の課題解決に向けた連携事業やお客様に対する商品、サービスの高度化に向けた連携事業、人事交流を目的として包括的業務提携契約を締結しました。

都留信用組合

所在地 山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号

代表者 理事長 渡邊 和彦

店舗数 21店舗

12月8日

あけぼの投資顧問株式会社の株式取得（子会社化）

1月4日

NISA口座における外国株式の取扱いを開始

1月17日

ホームページリニューアル
(スマートフォン対応)

1月22日

株式会社西京銀行と
山口県内全店舗共同店舗化方針の合意

1月12日

自由が丘支店**リニューアルオープン**

「資産形成＝ライフスタイル」をコンセプトに、お客様とスタッフスペースの境界がないサロンのような雰囲気。資産形成層のお客様にもご来店いただけるよう、平日営業時間を20時までとし、土日も営業しています。ファイナンシャルアドバイスやライフプランアドバイスはもちろん、勉強会や各種イベントなども開催していく予定です。



1月28日

公立大学法人 山梨県立大学と産学連携に関する**業務協力覚書を締結**

山梨県立大学の地域と連携した教育・研究活動に対する支援や地域活性化に関する情報交換と業務協力、大学生に対するインターンシップ、各種セミナー・講習会の開催等を実施してまいります。

12月

1月

2月

3月

2月1日

子会社のあすかアセットマネジメントと**あけぼの投資顧問が合併し、****「あいざわアセットマネジメント株式会社」に**

日本のヘッジファンド運用の草分け的存在であるあすかアセットマネジメントと、プライベート・エクイティ・ファンドやベンチャーキャピタル等の非流動性資産への投資を行うあけぼの投資顧問が合併しました。

あいざわアセットマネジメント株式会社

所在地※ 東京都千代田区内幸町1-3-3 内幸町ダイビル 6階

代表者 代表取締役社長 白木 信一郎

事業内容 投資助言・代理業、投資運用業／第二種金融商品取引業

資本金 95百万円

※2021年8月上旬に移転予定

(新所在地：東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング)

自己株式の取得

資本効率の向上と株主還元の充実を図り、機動的な資本政策を遂行するため、自己株式の取得を行っています。

取得期間 2020年3月2日～2021年2月18日

取得した株式の種類および総数 普通株式 2,500,000株
(自己株式を除く発行済株式総数に対する割合5.9%)

取得期間 2021年3月1日～2022年2月28日

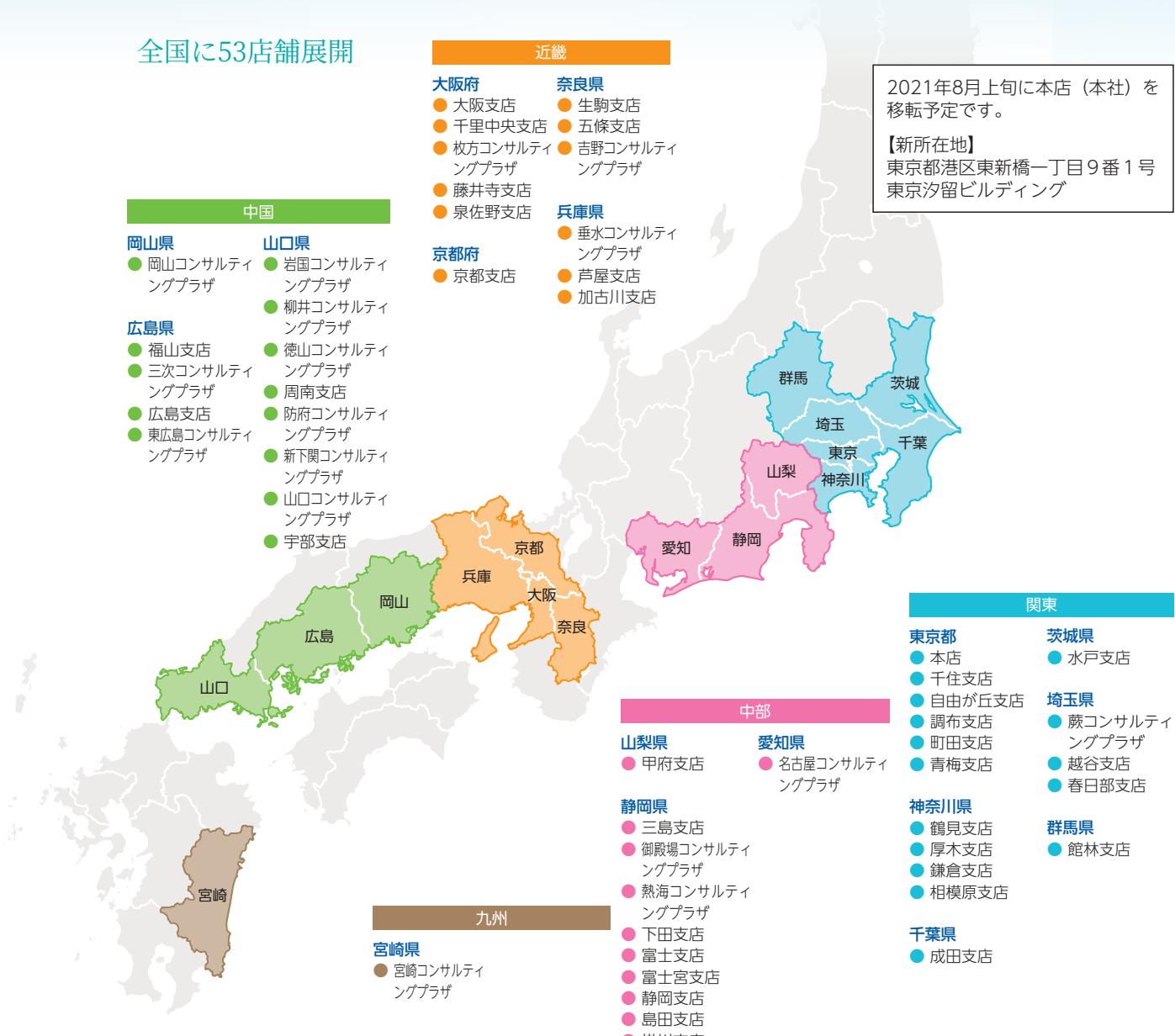
取得し得る株式の種類および総数 普通株式 1,500,000株（上限）
(自己株式を除く発行済株式総数に対する割合3.7%)

取得価額の総額 18億円（上限）

店舗ネットワーク

(2021年6月7日現在)

全国に53店舗展開



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
基準日	定時株主総会・期末配当 每年3月31日 中間配当 每年9月30日
上場証券取引所	東京証券取引所 市場第一部
証券コード	8708
公告方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL https://www.aizawa.co.jp/
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	0120-782-031

株式に関するお手続きのご案内

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社等にお申出ください。
なお、証券会社等に口座がないため特別口座が開設された株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

アイザワ証券SNS公式アカウントのご案内

LINE



アジア情報を中心に配信しています。
QRコードを読み取るか、「@aizawa」で検索してください。

YouTube



アナリストによるアジアの市況解説やセミナーを配信しています。
QRコードを読み取るか、「アイザワ証券」で検索してください。

Twitter



キャンペーンや各種お役立ち情報を配信しています。
QRコードを読み取るか、「@aizawa1918」で検索してください。

株主総会会場 ご案内図

会 場

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 4階



本年においても株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願ひ申しあげます。

藍澤證券株式会社

〒103-0027 東京都中央区日本橋一丁目20番3号
TEL 03-3272-3111 <https://www.aizawa.co.jp>

最寄り駅のご案内

東京メトロ 銀座線 東西線
都営地下鉄 浅草線

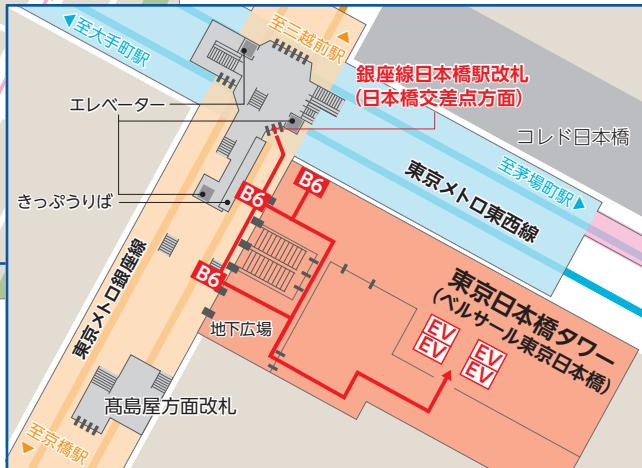
「日本橋駅」 B6出口直結

地下1階のB6出口よりエレベーターで4階へお越しください。

JR線

「東京駅」八重洲北口徒歩6分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。



地下鉄改札階ご案内図